



平成 28 年 8 月 25 日

各 位

会 社 名 : 住 江 織 物 株 式 会 社
代 表 者 名 : 取 締 役 会 長 兼 社 長 吉 川 一 三
(コ ー ド 番 号 : 3501 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 : 執 行 役 員 経 営 企 画 室 部 長
新 實 啓 悦
(TEL 06-6251-6803)

**第 127 期 有 価 証 券 報 告 書 (自 平 成 27 年 6 月 1 日 至 平 成 28 年 5 月 31 日) 及 び
第 128 期 第 1 四 半 期 報 告 書 (自 平 成 28 年 6 月 1 日 至 平 成 28 年 8 月 31 日) の
提 出 期 限 延 長 に 関 する 承 認 申 請 書 提 出 に 関 する お 知 ら せ**

当社は、平成 28 年 8 月 25 日開催の経営会議において、下記のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第 15 条の 2 第 1 項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出及び同内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出を行うことを決議し、平成 28 年 8 月 26 日に提出することとしましたのでお知らせいたします。

今回の会計処理問題により、株主の皆様をはじめとする関係者の皆様に、多大なるご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる有価証券報告書及び四半期報告書
 - (1) 第 127 期有価証券報告書 (自 平成 27 年 6 月 1 日 至 平成 28 年 5 月 31 日)
 - (2) 第 128 期第 1 四半期報告書 (自 平成 28 年 6 月 1 日 至 平成 28 年 8 月 31 日)

2. 延長前の提出期限
 - (1) 第 127 期有価証券報告書 (自 平成 27 年 6 月 1 日 至 平成 28 年 5 月 31 日)
平成 28 年 8 月 31 日
 - (2) 第 128 期第 1 四半期報告書 (自 平成 28 年 6 月 1 日 至 平成 28 年 8 月 31 日)
平成 28 年 10 月 15 日

3. 延長が承認された場合の提出期限
 - (1) 第 127 期有価証券報告書 (自 平成 27 年 6 月 1 日 至 平成 28 年 5 月 31 日)
平成 28 年 10 月 31 日
 - (2) 第 128 期第 1 四半期報告書 (自 平成 28 年 6 月 1 日 至 平成 28 年 8 月 31 日)
平成 28 年 11 月 15 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

平成 28 年 7 月 29 日付「第三者委員会設置および平成 28 年 5 月期決算発表の日程変更に関するお知らせ」のとおり、当社は、当社の米国現地法人（Suminoe Textile of America 以下「STA」といいます。）における会計処理問題に関しまして、米国における外部調査機関による調査に加え、第三者委員会を設置し、その実態解明に努めており、現在も、第三者委員会及び当社の監査法人である有限責任監査法人トーマツとも連携を密にし、情報を共有し、必要な調査等に全面的に協力しております。

しかしながら、会計処理問題は米国現地法人である STA にて発生しているため、第三者委員会の調査も、米国で設置した外部調査機関による STA に関する調査結果を踏まえて行わざるを得ないところ、同米国の外部調査機関の調査に想定以上の期間を要しており、調査結果の報告がなされるには、平成 28 年 9 月末頃までかかることが見込まれています。

さらに、同米国の外部調査機関からの調査結果の報告がなされた後、その結果を踏まえた第三者委員会による追加調査等を経て、最終的な調査結果がまとめられますが、その上で当社において適正な決算数値の確定を行い、有限責任監査法人トーマツによる追加監査を受ける必要があるため、それらの手続きを経て、第 127 期の有価証券報告書を提出できるのは、平成 28 年 10 月末頃となる見込です。また、第 128 期第 1 四半期報告書については、第 127 期有価証券報告書の内容がその作成の前提となるため、第 127 期有価証券報告書の確定の後、当社による作成作業及び有限責任監査法人トーマツによるレビュー手続が必要となります。

以上のような状況により、金融商品取引法第 24 条第 1 項に定める有価証券報告書の提出期限及び同法第 24 条の 4 の 7 に定める四半期報告書の提出期限までに、第 127 期有価証券報告書及び第 128 期第 1 四半期報告書を提出することは不可能との判断に至り、やむを得ず、両報告書の提出期限を、前記「3」の項記載のとおり期限まで延長するための承認申請を行うことといたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長申請が承認された場合には、速やかに開示いたします。

以 上